

# 入 札 説 明 書

調達件名

新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外51校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 R7.7～R8.3 (kWh)	予定 使用電力量 R8.4～R8.6 (kWh)
新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 51校)	52	5,925	6,789,500	1,944,800

### (2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

### (3) 履行場所

新潟市立松浜小学校 外 51校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

### (4) 契約期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで(12か月)

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

### (5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納で

ある旨の公表がなされた者でないこと。

- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 令和5年4月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

### 3 スケジュール

項目	日程
公告	令和7年 4月 4日（金）
入札参加資格審査申請書受付 (入札参加資格のない者のみ必要)	令和7年 4月 4日（金）から 4月 22日（火）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和7年 4月 4日（金）から 令和7年 4月 30日（水）まで
質疑書受付	令和7年 4月 4日（金）から 4月 17日（木）まで
質疑書への回答	令和7年 4月 24日（木）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和7年 5月 13日（火）まで
入札書郵送受付	令和7年 5月 14日（水）から 5月 21日（水）まで
入札・開札	令和7年 5月 22日（木）
電力供給開始	令和7年 7月 1日（火）

### 4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554  
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階  
新潟市教育委員会学務課  
電話 025-226-3173  
FAX 025-226-0042  
電子メール [gakumu@city.niigata.lg.jp](mailto:gakumu@city.niigata.lg.jp)

### 5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、9か月分の金額（初年度分）で入札に付する。  
入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を

乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

## 6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和7年4月30日（水）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、令和5年4月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和7年5月13日（火）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

## 7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和7年4月4日（金）から令和7年4月17日（木）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和7年4月24日（木）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

## 8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
  - ア 日時 令和7年5月22日（木）午前10時00分
  - イ 場所 新潟市役所 ふるまち庁舎 403会議室  
（新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階）
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限
  - ア 受領期間 令和7年5月14日（水）から令和7年5月21日（水）まで
  - イ 受領期限 令和7年5月21日（水）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
  - ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
  - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
  - ウ 入札金額
  - エ 履行場所
  - オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参

加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

## 9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があった

ときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## 12 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

## 13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書（案）」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
  - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
  - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

## 14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

## 15 その他

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

## 16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和7年4月22日（火）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

[http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_top/index.html](http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/index.html)



(様式1)

## 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

下記の入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札参加申請者に必要とされる資格等を確認するための書類を添えて申請します。

なお、入札公告に定める資格を有する者であること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

公 告 年 月 日	令和7年4月4日
公 告 番 号	新潟市契約公告第20号
件 名	新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校)

競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済 業者コード: _____ <input type="checkbox"/> 申請中	
添 付 書 類	(1) 電力調達契約評価項目等報告書(様式2) (2) 安定供給確約書(様式3) (3) 電力供給実績一覧表(様式4) (4) 会社概要	
連絡先	部署名	
	担当者	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

注1 本申請書は入札に参加する案件ごとに提出すること。ただし、複数案件分提出する場合、添付書類は1部でよいものとする。

注2 会社概要は、設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力(kw)、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により作成すること。

注3 令和5年4月1日以降に、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある電気事業者については、添付書類(3) 電力供給実績一覧表の提出は不要とする。

注4 「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は、「政府調達(WTO)に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを添付すること。



- 注 1) 1の「数値等」及び「点数」には、別表により算出した値を記載すること。
- 注 2) 2の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
- 注 3) 1の合計点数が70点以上、かつ、2の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示した者が、電力調達契約の資格を有するものとする。
- 注 4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。
- 注 5) 3及び4は本市が入札にあたって参考とする情報であり、記載しないことも可能とする。

(様式3)

## 安定供給確約書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

下記入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、新潟市内を接続供給区域とする一般送配電事業者(東北電力ネットワーク株式会社)及び貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

### 記

公 告 年 月 日	令和7年4月4日
公 告 番 号	新潟市契約公告第20号
件 名	新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 51 校)

(様式4)

## 電力供給実績一覧表

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

新潟市契約公告第20号(令和7年4月4日付)で調達する電力の入札において、一般競争入札参加申請書に添付する書類として、下記の実績があることを申告します。

### 記

契約相手先	契約電力(kW)	契約件名	契約期間

注1 令和5年4月1日以降の実績を記載すること。(契約履行中のものも含む)

注2 契約電力が3,000kW以上の実績を2つ以上記載すること。

注3 自治体の運営する学校等の実績を優先して記載すること。

注4 記載した実績がわかる書類(契約書の写しなど)を添付すること。

(様式5)

## 質 疑 書

令和 年 月 日

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(担当者 )

(電話番号 )

(FAX番号 )

(電子メール )

- 1 契約公告番号 第20号
- 2 調達案件名 新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 51校)

質 疑 事 項

注1 回答は、回答日時点において一般競争入札参加申請した全ての者に、電子メール又はファックスにて回答します。

注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。



# <記載例>

(様式6)

入札説明書に記載されている入札日を  
記入してください

## 入 札 書

令和 ○○年 ○○月 ○○日

(宛先) 新潟市長

社判と代表者印の印影は新潟市競争  
入札参加資格登録の届出使用印とし  
てください

住 所 ○○県○○市○○区○○町

氏 名 ○丁目○○番○○号  
△△株式会社 **社判**

代表取締役 ○○ ○○

代表  
者印  
印

委任を受けて入札する場合には、  
受任者名を記入し、押印してください

受 任 者 ○○ ○○

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札  
いたします。

入 札 金 額	金	○	○	百	○	○	千	○	○	円	
履 行 場 所	新潟市立○○学校 外○○校										入札する件名ごとに記入して ください
件 名	品質・規格	数 量	単 価	金 額							
新潟市立学校で使用する 電力の供給 (○○学校 外○○校)	仕様書のとおり	一 式	契約単価兼積算内訳書 のとおり								
入札する各件名を記入してください											
摘 要	入札書には、契約単価兼積算内訳書（様式6の2）を添付すること。 入札金額は、契約単価兼積算内訳書の入札金額欄と同額とすること。 (入札金額には、消費税及び地方消費税を含まない)										



(様式6の2)

### 契約単価兼積算内訳書

件名：新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校)

会社名：

・契約単価  
(税込)

基本料金単価(円)	
夏季電力量料金単価(円)	7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)	夏季以外の各月

・積算内訳書

期間(月)	区分	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)
		契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kWh)	小計 (円)	
		A	B	C	D =A×B×(185-C)/100	E	F	G=E×F	
令和7年	7月		5,925	100%	0.00		845,700	0.00	0
令和7年	8月		5,925	100%	0.00		453,400	0.00	0
令和7年	9月		5,925	100%	0.00		757,500	0.00	0
令和7年	10月		5,925	100%	0.00		639,000	0.00	0
令和7年	11月		5,925	100%	0.00		705,200	0.00	0
令和7年	12月		5,925	100%	0.00		815,100	0.00	0
令和8年	1月		5,925	100%	0.00		885,000	0.00	0
令和8年	2月		5,925	100%	0.00		914,200	0.00	0
令和8年	3月		5,925	100%	0.00		774,400	0.00	0
	合計	-	-	-	-	-	6,789,500	年額合計	0
								入札金額 (年額合計×100/110)	0

※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。

※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。

※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

※4 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。

※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式7)

# 委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名

※委任状は、委任する件名ごとに作成してください。

(様式8)

# 入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記の案件について応募しましたが、辞退いたします。  
なお、本案件の入札に以降参加できないこと、提出書類の返却は行わないことについて、  
異議申立てを行わないことを誓約いたします。

## 記

- 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 51 校)
- 契約公告番号 第 20 号
- 辞退理由

---

---

---

## 新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

### (対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（基礎または調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組み、地域の再エネの創出・利用の取組み

### (資格の要件)

第5条 次の要件をすべて満たす小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施）していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

### (評価)

- 第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。
- 2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

### (判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

(1)電力供給契約書

(2)電力供給契約条項

(3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

(適用除外)

第13条 本方針は、温室効果ガス排出量の削減を目的として、調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合をあらかじめ決定して行われる電力の調達には適用しない。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

この方針は、令和6年5月1日から施行する。

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（基礎または調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上    0.375 未満	70
	0.375 以上    0.400 未満	65
	0.400 以上    0.425 未満	60
	0.425 以上    0.450 未満	55
	0.450 以上    0.475 未満	50
	0.475 以上    0.500 未満	45
	0.500 以上    0.525 未満	40
(2) (1) と同年度の未利用エネルギーの 活用状況	0.675%以上	10
	0%超            0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) (1) と同年度の再生可能エネルギーの 導入状況	15.0%以上	20
	8.00%以上    15.00%未満	15
	3.00%以上    8.00%未満	10
	0%超          3.00%未満	5
	導入していない	0
(4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 み、地域の再エネの創出・利用の取組み	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
合計		105

**注1 最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（基礎または調整後排出係数）  
（単位：kg-CO<sub>2</sub>/kWh）**

「最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている最新年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができるものとする。

また、事業者は基礎排出係数または調整後排出係数のいずれかを選択できるものとする。

なお、基礎排出係数または調整後排出係数は、事業者別に算定されたものとし、メニュー別排出係数を含まない。

## 注 2 (1) と同年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、(1) と同年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

(1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh) を (1) と同年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値  
(算定方式)

(1) と同年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)

$$= \frac{\text{(1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{(1) と同年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) (以下「再エネ特措法」という。) 第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③高炉ガス又は副生ガス

3. (1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4. (1) と同年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

## 注 3 (1) と同年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  
(算定方式)

$$\text{(1) と同年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量 (送電端 (kWh))



- ② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付き非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑥ （1）と同年度の供給電力量（需要端(kWh)）

1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. （1）と同年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. （1）と同年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. ①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は（1）と同年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

#### 注4 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組み、地域の再エネの創出・利用の取組み

提出時点において、次の①～④のいずれかの取組みを行っている場合に加点する。

- ① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有している。
- ② 受給ひっ迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し、経済的な優遇装置を実施している。
- ③ 新潟県内において、地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定している。
- ④ 新潟県内に位置する発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定している。

# 電力供給条件仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 51 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R6 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

## 2 仕様

### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）

- イ 予定使用電力量（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月） 別紙 3 のとおり
- ウ 使用電力量実績（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月） 別紙 2 のとおり
- エ 最大需要電力・力率実績（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月）別紙 2 のとおり

### (3) 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで（12 か月）

### (4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
- イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握

### (5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）

### (6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ

### (7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

## 3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。

- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。  
件名「新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校外 51 校）」は、「松浜小学校外 49 校分」、「東特別支援学校 外 1 校分」と校種別に集約して教育委員会学務課に行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。  
なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

#### 4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立しておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

(参考)R6現行供給者一覧

新潟市立学校で使用する電力の供給  
(松浜小学校 外51校)

番号	施設名	現行供給者
1	松浜小学校	株式会社 V-Power
2	南浜小学校	株式会社 V-Power
3	太夫浜小学校	株式会社 V-Power
4	濁川小学校	株式会社 V-Power
5	葛塚小学校	株式会社 V-Power
6	葛塚東小学校	株式会社 V-Power
7	木崎小学校	株式会社 V-Power
8	早通南小学校	株式会社 V-Power
9	岡方第一小学校	株式会社 V-Power
10	岡方第二小学校	株式会社 V-Power
11	山の下小学校	株式会社 V-Power
12	大形小学校	株式会社 V-Power
13	中野山小学校	株式会社 V-Power
14	木戸小学校	株式会社 V-Power
15	東山の下小学校	株式会社 V-Power
16	桃山小学校	株式会社 V-Power
17	下山小学校	株式会社 V-Power
18	牡丹山小学校	株式会社 V-Power
19	東中野山小学校	株式会社 V-Power
20	竹尾小学校	株式会社 V-Power
21	南中野山小学校	株式会社 V-Power
22	江南小学校	株式会社 V-Power
23	浜浦小学校	株式会社 V-Power
24	関屋小学校	株式会社 V-Power
25	鏡淵小学校	株式会社 V-Power
26	白山小学校	株式会社 V-Power
27	新潟小学校	株式会社 V-Power
28	日和山小学校	株式会社 V-Power
29	万代長嶺小学校	株式会社 V-Power
30	沼垂小学校	株式会社 V-Power
31	山潟小学校	株式会社 V-Power
32	上所小学校	株式会社 V-Power
33	鳥屋野小学校	株式会社 V-Power
34	笹口小学校	株式会社 V-Power
35	女池小学校	株式会社 V-Power
36	有明台小学校	株式会社 V-Power
37	南万代小学校	株式会社 V-Power
38	上山小学校	株式会社 V-Power
39	桜が丘小学校	株式会社 V-Power
40	紫竹山小学校	株式会社 V-Power
41	丸山小学校	株式会社 V-Power
42	大淵小学校	株式会社 V-Power
43	曾野木小学校	株式会社 V-Power
44	両川小学校	株式会社 V-Power
45	東曾野木小学校	株式会社 V-Power
46	横越小学校	株式会社 V-Power
47	亀田小学校	株式会社 V-Power
48	早通小学校	株式会社 V-Power
49	亀田東小学校	株式会社 V-Power
50	亀田西小学校	株式会社 V-Power
51	東特別支援学校	株式会社 V-Power
52	西特別支援学校	株式会社 V-Power

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜小学校	新潟市北区松浜3丁目19番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜小学校	新潟市北区島見町2078番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	太夫浜小学校	新潟市北区太夫浜2045番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	濁川小学校	新潟市北区濁川284番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	葛塚小学校	新潟市北区川西3丁目9番24号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	葛塚東小学校	新潟市北区朝日町4丁目1番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	木崎小学校	新潟市北区木崎2973番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	早通南小学校	新潟市北区須戸1丁目1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	岡方第一小学校	新潟市北区長戸呂985番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	岡方第二小学校	新潟市北区森下1223番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	山の下小学校	新潟市東区山の町8番55号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	大形小学校	新潟市東区大形本町2丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	中野山小学校	新潟市東区中野山1丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	木戸小学校	新潟市東区中山4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	東山の下小学校	新潟市東区藤見町1丁目23番57号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	桃山小学校	新潟市東区桃山町2丁目204番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	下山小学校	新潟市東区太平2丁目18番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	牡丹山小学校	新潟市東区牡丹山6丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	東中野山小学校	新潟市東区猿ヶ馬場9番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	竹尾小学校	新潟市東区竹尾2丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	南中野山小学校	新潟市東区中野山863番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	江南小学校	新潟市東区江南5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地の3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	新潟小学校	新潟市中央区東大畑通1番町679番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	日和山小学校	新潟市中央区栄町3丁目5930番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	沼垂小学校	新潟市中央区鏡が岡5番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	山潟小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番28号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	桜が丘小学校	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	丸山小学校	新潟市江南区丸山300番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	大淵小学校	新潟市江南区大淵1760番地の1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	曾野木小学校	新潟市江南区天野2丁目7番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	両川小学校	新潟市江南区酒屋町687番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	東曾野木小学校	新潟市江南区鐘木214番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	横越小学校	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	亀田小学校	新潟市江南区亀田新明町1丁目1番46号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	早通小学校	新潟市江南区早通5丁目7番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	亀田東小学校	新潟市江南区亀田水道町3丁目2番45号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	亀田西小学校	新潟市江南区亀田四ツ興野4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	東特別支援学校	新潟市東区海老ヶ瀬31番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

## 【別紙2】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和6年1月～令和6年12月)

月間使用量(kWh)															
番号	学番	施設名	令和6年 1月	令和6年 2月	令和6年 3月	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	合計
1	1101	松浜小学校	16,323	17,529	15,267	11,863	13,067	14,039	14,246	7,353	11,017	9,489	10,224	11,743	152,160
2	1102	南浜小学校	8,397	8,891	7,891	3,984	4,079	6,361	6,558	3,958	7,194	5,839	6,702	8,572	78,426
3	1103	大夫浜小学校	12,871	12,776	10,689	7,338	7,880	9,635	12,848	8,050	11,190	9,187	10,908	12,829	126,201
4	1104	濁川小学校	10,226	10,706	9,092	7,479	8,101	11,410	11,713	5,749	9,436	8,865	9,679	10,246	112,702
5	1105	葛塚小学校	27,016	27,408	22,263	13,426	13,856	18,563	19,662	9,128	20,557	15,204	19,472	26,410	232,965
6	1106	葛塚東小学校	20,138	20,823	18,279	13,274	13,843	17,339	19,127	11,505	16,442	15,077	16,462	20,224	202,533
7	1108	木崎小学校	18,771	18,827	14,875	9,278	9,554	13,005	14,402	7,343	13,266	10,049	12,304	17,305	158,979
8	1110	早通南小学校	29,480	30,907	23,345	14,685	15,776	19,335	22,607	15,476	25,831	18,050	21,287	26,518	263,297
9	1111	岡方第一小学校	12,689	13,399	11,755	7,384	7,533	9,601	10,173	5,676	8,711	7,752	9,603	12,345	116,621
10	1112	岡方第二小学校	8,541	8,824	7,670	5,558	5,417	6,778	7,339	5,123	6,564	5,602	6,874	8,853	83,143
11	1201	山の下小学校	8,196	9,126	8,366	7,307	7,229	9,974	10,691	6,822	8,751	7,934	8,249	8,907	101,552
12	1202	大形小学校	16,764	18,000	15,077	12,958	14,877	18,249	17,973	6,878	14,936	12,547	11,595	12,394	172,248
13	1203	中野山小学校	11,115	11,635	9,684	9,225	9,633	11,884	13,082	6,819	10,985	10,613	11,312	13,055	129,042
14	1204	木戸小学校	16,050	17,178	14,184	12,602	14,033	16,817	16,455	9,052	14,944	16,046	16,260	16,093	179,714
15	1205	東山の下小学校	19,261	21,293	17,782	16,580	18,328	21,251	19,837	7,058	13,764	12,880	13,609	14,394	196,037
16	1206	桃山小学校	22,440	22,782	19,519	11,891	12,205	16,907	19,909	11,163	19,315	14,038	15,905	19,595	205,669
17	1207	下山小学校	17,397	17,584	12,993	12,358	13,657	17,176	17,267	8,203	16,014	15,115	15,816	17,265	180,845
18	1208	牡丹山小学校	15,306	15,972	13,602	11,998	13,246	16,161	16,073	7,533	13,212	12,774	13,876	15,077	164,830
19	1209	東中野山小学校	25,562	26,923	22,884	14,694	15,548	21,540	22,440	9,478	21,190	17,119	19,683	24,658	241,719
20	1210	竹尾小学校	10,866	11,869	11,126	8,671	9,192	12,275	14,264	6,882	10,013	9,711	11,451	11,514	127,834
21	1211	南中野山小学校	17,516	17,858	16,291	15,176	15,779	19,050	20,347	12,428	17,117	17,139	17,602	17,362	203,665
22	1212	江南小学校	11,756	12,892	11,665	9,340	10,277	13,734	14,239	7,225	11,563	11,121	12,174	12,182	138,168
23	1301	浜浦小学校	21,609	21,854	17,436	10,515	10,756	14,016	16,930	8,952	16,683	12,680	15,181	18,272	184,884
24	1302	関屋小学校	10,190	10,704	10,146	7,190	7,364	10,188	11,245	5,898	8,197	8,171	9,064	11,073	109,430
25	1303	鏡淵小学校	9,925	10,471	9,316	7,308	8,104	11,416	12,281	5,730	9,625	8,837	9,366	10,051	112,430
26	1304	白山小学校	10,633	10,488	9,005	5,642	5,782	10,464	10,875	5,287	9,262	6,623	8,977	10,648	103,686
27	1305	新潟小学校	18,061	17,583	12,896	11,969	13,146	13,602	13,843	7,912	14,542	13,894	14,453	14,280	166,181
28	1306	日和山小学校	19,786	19,360	16,540	12,148	11,885	15,921	17,295	12,321	17,727	13,534	14,721	17,491	188,729
29	1310	万代長嶺小学校	27,383	27,553	22,849	15,607	16,431	20,421	23,902	15,107	18,175	14,052	17,090	20,935	239,505
30	1311	沼垂小学校	15,704	15,663	13,420	11,548	12,875	16,263	17,740	8,872	17,368	14,186	15,390	17,499	176,528
31	1312	山潟小学校	16,566	17,769	14,384	9,311	9,896	13,567	15,154	7,165	14,693	10,698	12,889	13,449	155,541
32	1313	上所小学校	17,406	18,193	15,843	14,836	17,188	17,398	18,406	10,174	11,984	11,436	12,200	12,730	177,794
33	1314	鳥屋野小学校	25,675	26,753	22,259	19,823	22,010	23,688	22,429	11,741	20,211	17,887	18,346	19,963	250,785
34	1315	笹口小学校	18,974	19,540	17,371	13,257	14,132	17,703	17,954	13,324	18,027	15,215	16,208	16,417	198,122
35	1316	女池小学校	24,410	26,188	21,230	14,264	15,046	21,087	22,636	8,971	21,265	16,529	18,752	21,710	232,088
36	1317	有明台小学校	14,023	13,991	12,247	8,417	9,351	11,555	15,527	10,114	14,970	10,792	11,853	12,480	145,320
37	1318	南万代小学校	16,858	16,716	14,877	11,976	13,213	16,102	17,729	11,059	15,014	14,985	15,055	16,756	180,340
38	1319	上山小学校	25,710	26,583	21,365	13,933	14,436	21,155	26,200	11,973	23,948	17,254	19,559	22,667	244,783
39	1320	桜が丘小学校	20,977	21,849	17,741	11,346	12,340	16,327	20,116	11,060	17,716	13,725	16,249	19,536	198,982
40	1321	紫竹山小学校	22,378	23,286	18,946	11,347	12,856	16,832	20,366	9,362	20,038	14,967	15,119	20,459	205,956
41	1401	丸山小学校	15,112	15,819	12,288	7,923	9,001	12,125	13,722	6,533	12,896	10,047	10,874	12,427	138,767
42	1402	大淵小学校	11,236	11,982	9,928	9,293	9,644	11,759	14,099	7,659	12,996	10,919	11,161	11,494	132,170
43	1403	曾野木小学校	17,236	17,838	15,454	8,365	8,957	9,819	11,867	7,210	13,301	9,580	11,716	15,680	147,023
44	1404	両川小学校	9,176	9,462	8,552	7,178	7,842	11,313	12,824	6,247	10,014	8,768	9,186	9,536	110,098
45	1406	東曾野木小学校	14,507	15,346	13,664	10,869	11,247	12,984	15,401	8,978	12,749	11,540	11,835	13,774	152,894
46	1407	横越小学校	16,840	17,357	15,812	13,197	15,116	17,650	21,655	9,313	17,050	15,628	16,057	17,253	192,928
47	1408	亀田小学校	14,647	15,802	13,301	8,012	8,248	12,743	15,030	6,173	12,133	9,471	11,136	13,014	139,710
48	1409	早通小学校	9,788	10,534	10,016	6,478	7,118	6,405	5,924	4,578	7,032	6,947	7,143	7,724	89,687
49	1410	亀田東小学校	16,014	16,188	15,222	11,178	11,574	15,942	18,075	7,287	13,615	13,289	14,556	16,624	169,564
50	1411	亀田西小学校	26,146	26,113	22,664	13,160	13,491	17,508	20,975	13,341	22,688	15,372	18,047	24,426	233,931
51	3201	東特別支援学校	21,241	20,559	19,280	15,974	16,368	18,084	19,929	12,821	16,798	16,827	17,661	20,201	215,743
52	3801	西特別支援学校	22,665	22,227	18,995	12,485	13,110	14,128	16,645	11,816	17,338	15,682	16,804	21,649	203,544

## 【別紙2】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和6年1月～令和6年12月)

番号	学番	施設名	最大需要電力(kW)												最大
			令和6年 1月	令和6年 2月	令和6年 3月	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	
1	1101	松浜小学校	88	93	90	63	65	74	78	48	53	49	53	58	93
2	1102	南浜小学校	67	59	62	32	24	44	59	57	59	41	49	62	67
3	1103	太夫浜小学校	90	75	70	46	46	58	105	106	92	53	71	95	106
4	1104	濁川小学校	66	64	65	49	49	57	60	52	58	51	57	67	67
5	1105	葛塚小学校	206	191	177	91	84	138	168	154	171	114	128	187	206
6	1106	葛塚東小学校	109	105	100	71	65	76	96	102	96	67	89	99	109
7	1108	木崎小学校	138	132	142	53	45	65	126	106	92	66	79	136	142
8	1110	早通南小学校	207	202	203	97	94	153	207	207	206	146	152	190	207
9	1111	岡方第一小学校	81	84	81	49	37	46	52	60	62	41	61	84	84
10	1112	岡方第二小学校	63	56	53	34	27	35	41	46	42	28	42	55	63
11	1201	山の下小学校	52	53	49	38	36	43	48	47	46	39	45	53	53
12	1202	大形小学校	128	107	111	79	84	102	112	50	98	77	70	79	128
13	1203	中野山小学校	67	70	61	50	49	56	70	51	61	52	66	78	78
14	1204	木戸小学校	81	82	79	63	72	75	78	72	75	72	79	83	83
15	1205	東山の下小学校	126	120	118	91	92	97	93	50	89	69	77	87	126
16	1206	桃山小学校	155	143	142	97	70	118	165	164	152	93	115	137	165
17	1207	下山小学校	106	112	107	90	84	102	105	97	101	87	94	111	112
18	1208	牡丹山小学校	79	78	77	60	61	70	76	66	67	62	71	74	79
19	1209	東中野山小学校	175	185	174	105	87	135	146	133	143	103	139	182	185
20	1210	竹尾小学校	62	59	60	38	38	49	53	44	50	46	61	66	66
21	1211	南中野山小学校	78	84	85	66	59	71	76	61	68	60	74	73	85
22	1212	江南小学校	64	62	67	48	46	57	59	53	58	50	60	66	67
23	1301	浜浦小学校	141	135	126	63	64	91	125	121	119	106	99	125	141
24	1302	関屋小学校	62	66	62	42	39	48	55	43	58	45	57	75	75
25	1303	鏡淵小学校	71	64	58	41	39	49	65	50	55	47	63	64	71
26	1304	白山小学校	63	59	56	37	35	49	75	65	73	44	59	69	75
27	1305	新潟小学校	142	135	88	70	73	79	92	89	89	80	88	92	142
28	1306	日和山小学校	120	111	106	73	50	86	108	115	114	69	95	104	120
29	1310	万代長嶺小学校	153	148	143	83	81	98	148	130	111	70	105	145	153
30	1311	沼垂小学校	102	96	91	74	74	99	102	106	105	78	93	126	126
31	1312	山潟小学校	118	108	109	44	47	85	115	128	113	73	77	92	128
32	1313	上所小学校	104	106	97	81	87	93	97	76	80	64	71	80	106
33	1314	鳥屋野小学校	162	143	149	119	119	125	119	91	112	109	91	124	162
34	1315	笹口小学校	113	113	105	70	73	100	109	116	107	80	80	105	116
35	1316	女池小学校	158	155	143	83	97	124	167	139	159	104	126	157	167
36	1317	有明台小学校	83	75	86	63	46	69	84	89	95	66	64	73	95
37	1318	南万代小学校	89	83	86	67	60	75	83	70	74	68	79	94	94
38	1319	上山小学校	172	174	157	132	87	151	190	160	175	129	146	168	190
39	1320	桜が丘小学校	121	120	116	87	59	93	120	119	113	87	114	121	121
40	1321	紫竹山小学校	139	137	138	60	61	111	145	134	140	103	111	138	145
41	1401	丸山小学校	112	107	107	62	50	89	97	105	95	73	82	108	112
42	1402	大淵小学校	70	64	67	50	56	67	80	80	73	67	62	74	80
43	1403	曾野木小学校	124	106	113	48	58	76	96	93	103	75	90	109	124
44	1404	両川小学校	53	50	49	40	42	58	70	54	62	52	49	55	70
45	1406	東曾野木小学校	75	78	77	48	48	60	71	77	69	58	69	77	78
46	1407	横越小学校	88	91	83	57	62	85	107	93	95	71	76	96	107
47	1408	亀田小学校	97	94	92	61	35	71	101	41	88	46	68	87	101
48	1409	早通小学校	70	60	62	37	35	44	38	51	49	44	43	50	70
49	1410	亀田東小学校	93	89	86	66	69	75	96	69	75	69	82	94	96
50	1411	亀田西小学校	178	167	161	69	63	128	200	232	170	119	115	161	232
51	3201	東特別支援学校	93	92	89	66	64	81	85	76	78	68	83	101	101
52	3801	西特別支援学校	156	145	143	60	58	82	108	82	102	80	89	150	156





【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季	
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。															
			令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月				
1	1101	松浜小学校	93	14,200	7,300	11,000	9,400	10,200	11,700	16,300	17,500	15,200	11,800	13,000	14,000	151,600	32,500	119,100
2	1102	南浜小学校	67	6,500	3,900	7,100	5,800	6,700	8,500	8,300	8,800	7,800	3,900	4,000	6,300	77,600	17,500	60,100
3	1103	太夫浜小学校	106	12,800	8,000	11,100	9,100	10,900	12,800	12,800	12,700	10,600	7,300	7,800	9,600	125,500	31,900	93,600
4	1104	濁川小学校	67	11,700	5,700	9,400	8,800	9,600	10,200	10,200	10,700	9,000	7,400	8,100	11,400	112,200	26,800	85,400
5	1105	葛塚小学校	206	19,600	9,100	20,500	15,200	19,400	26,400	27,000	27,400	22,200	13,400	13,800	18,500	232,500	49,200	183,300
6	1106	葛塚東小学校	109	19,100	11,500	16,400	15,000	16,400	20,200	20,100	20,800	18,200	13,200	13,800	17,300	202,000	47,000	155,000
7	1108	木崎小学校	142	14,400	7,300	13,200	10,000	12,300	17,300	18,700	18,800	14,800	9,200	9,500	13,000	158,500	34,900	123,600
8	1110	早通南小学校	207	22,600	15,400	25,800	18,000	21,200	26,500	29,400	30,900	23,300	14,600	15,700	19,300	262,700	63,800	198,900
9	1111	岡方第一小学校	84	10,100	5,600	8,700	7,700	9,600	12,300	12,600	13,300	11,700	7,300	7,500	9,600	116,000	24,400	91,600
10	1112	岡方第二小学校	63	7,300	5,100	6,500	5,600	6,800	8,800	8,500	8,800	7,600	5,500	5,400	6,700	82,600	18,900	63,700
11	1201	山の下小学校	53	10,600	6,800	8,700	7,900	8,200	8,900	8,100	9,100	8,300	7,300	7,200	9,900	101,000	26,100	74,900
12	1202	大形小学校	128	17,900	6,800	14,900	12,500	11,500	12,300	16,700	18,000	15,000	12,900	14,800	18,200	171,500	39,600	131,900
13	1203	中野山小学校	78	13,000	6,800	10,900	10,600	11,300	13,000	11,100	11,600	9,600	9,200	9,600	11,800	128,500	30,700	97,800
14	1204	木戸小学校	83	16,400	9,000	14,900	16,000	16,200	16,000	16,000	17,100	14,100	12,600	14,000	16,800	179,100	40,300	138,800
15	1205	東山の下小学校	126	19,800	7,000	13,700	12,800	13,600	14,300	19,200	21,200	17,700	16,500	18,300	21,200	195,300	40,500	154,800
16	1206	桃山小学校	165	19,900	11,100	19,300	14,000	15,900	19,500	22,400	22,700	19,500	11,800	12,200	16,900	205,200	50,300	154,900
17	1207	下山小学校	112	17,200	8,200	16,000	15,100	15,800	17,200	17,300	17,500	12,900	12,300	13,600	17,100	180,200	41,400	138,800
18	1208	牡丹山小学校	79	16,000	7,500	13,200	12,700	13,800	15,000	15,300	15,900	13,600	11,900	13,200	16,100	164,200	36,700	127,500
19	1209	東中野山小学校	185	22,400	9,400	21,100	17,100	19,600	24,600	25,500	26,900	22,800	14,600	15,500	21,500	241,000	52,900	188,100
20	1210	竹尾小学校	66	14,200	6,800	10,000	9,700	11,400	11,500	10,800	11,800	11,100	8,600	9,100	12,200	127,200	31,000	96,200
21	1211	南中野山小学校	85	20,300	12,400	17,100	17,100	17,600	17,300	17,500	17,800	16,200	15,100	15,700	19,000	203,100	49,800	153,300
22	1212	江南小学校	67	14,200	7,200	11,500	11,100	12,100	12,100	11,700	12,800	11,600	9,300	10,200	13,700	137,500	32,900	104,600
23	1301	浜浦小学校	141	16,900	8,900	16,600	12,600	15,100	18,200	21,600	21,800	17,400	10,500	10,700	14,000	184,300	42,400	141,900
24	1302	関屋小学校	75	11,200	5,800	8,100	8,100	9,000	11,000	10,100	10,700	10,100	7,100	7,300	10,100	108,600	25,100	83,500
25	1303	鏡淵小学校	71	12,200	5,700	9,600	8,800	9,300	10,000	9,900	10,400	9,300	7,300	8,100	11,400	112,000	27,500	84,500
26	1304	白山小学校	75	10,800	5,200	9,200	6,600	8,900	10,600	10,600	10,400	9,000	5,600	5,700	10,400	103,000	25,200	77,800
27	1305	新潟小学校	142	13,800	7,900	14,500	13,800	14,400	14,200	18,000	17,500	12,800	11,900	13,100	13,600	165,500	36,200	129,300
28	1306	日和山小学校	120	17,200	12,300	17,700	13,500	14,700	17,400	19,700	19,300	16,500	12,100	11,800	15,900	188,100	47,200	140,900
29	1310	万代長嶺小学校	153	23,900	15,100	18,100	14,000	17,000	20,900	27,300	27,500	22,800	15,600	16,400	20,400	239,000	57,100	181,900
30	1311	沼垂小学校	126	17,700	8,800	17,300	14,100	15,300	17,400	15,700	15,600	13,400	11,500	12,800	16,200	175,800	43,800	132,000
31	1312	山潟小学校	128	15,100	7,100	14,600	10,600	12,800	13,400	16,500	17,700	14,300	9,300	9,800	13,500	154,700	36,800	117,900

【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外51校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月			
32	1313	上所小学校	106	18,400	10,100	11,900	11,400	12,200	12,700	17,400	18,100	15,800	14,800	17,100	17,300	177,200	40,400	136,800
33	1314	鳥屋野小学校	162	22,400	11,700	20,200	17,800	18,300	19,900	25,600	26,700	22,200	19,800	22,000	23,600	250,200	54,300	195,900
34	1315	笹口小学校	116	17,900	13,300	18,000	15,200	16,200	16,400	18,900	19,500	17,300	13,200	14,100	17,700	197,700	49,200	148,500
35	1316	女池小学校	167	22,600	8,900	21,200	16,500	18,700	21,700	24,400	26,100	21,200	14,200	15,000	21,000	231,500	52,700	178,800
36	1317	有明台小学校	95	15,500	10,100	14,900	10,700	11,800	12,400	14,000	13,900	12,200	8,400	9,300	11,500	144,700	40,500	104,200
37	1318	南万代小学校	94	17,700	11,000	15,000	14,900	15,000	16,700	16,800	16,700	14,800	11,900	13,200	16,100	179,800	43,700	136,100
38	1319	上山小学校	190	26,200	11,900	23,900	17,200	19,500	22,600	25,700	26,500	21,300	13,900	14,400	21,100	244,200	62,000	182,200
39	1320	桜が丘小学校	121	20,100	11,000	17,700	13,700	16,200	19,500	20,900	21,800	17,700	11,300	12,300	16,300	198,500	48,800	149,700
40	1321	紫竹山小学校	145	20,300	9,300	20,000	14,900	15,100	20,400	22,300	23,200	18,900	11,300	12,800	16,800	205,300	49,600	155,700
41	1401	丸山小学校	112	13,700	6,500	12,800	10,000	10,800	12,400	15,100	15,800	12,200	7,900	9,000	12,100	138,300	33,000	105,300
42	1402	大淵小学校	80	14,000	7,600	12,900	10,900	11,100	11,400	11,200	11,900	9,900	9,200	9,600	11,700	131,400	34,500	96,900
43	1403	曾野木小学校	124	11,800	7,200	13,300	9,500	11,700	15,600	17,200	17,800	15,400	8,300	8,900	9,800	146,500	32,300	114,200
44	1404	両川小学校	70	12,800	6,200	10,000	8,700	9,100	9,500	9,100	9,400	8,500	7,100	7,800	11,300	109,500	29,000	80,500
45	1406	東曾野木小学校	78	15,400	8,900	12,700	11,500	11,800	13,700	14,500	15,300	13,600	10,800	11,200	12,900	152,300	37,000	115,300
46	1407	横越小学校	107	21,600	9,300	17,000	15,600	16,000	17,200	16,800	17,300	15,800	13,100	15,100	17,600	192,400	47,900	144,500
47	1408	亀田小学校	101	15,000	6,100	12,100	9,400	11,100	13,000	14,600	15,800	13,300	8,000	8,200	12,700	139,300	33,200	106,100
48	1409	早通小学校	70	5,900	4,500	7,000	6,900	7,100	7,700	9,700	10,500	10,000	6,400	7,100	6,400	89,200	17,400	71,800
49	1410	亀田東小学校	96	18,000	7,200	13,600	13,200	14,500	16,600	16,000	16,100	15,200	11,100	11,500	15,900	168,900	38,800	130,100
50	1411	亀田西小学校	232	20,900	13,300	22,600	15,300	18,000	24,400	26,100	26,100	22,600	13,100	13,400	17,500	233,300	56,800	176,500
51	3201	東特別支援学校	101	19,900	12,800	16,700	16,800	17,600	20,200	21,200	20,500	19,200	15,900	16,300	18,000	215,100	49,400	165,700
52	3801	西特別支援学校	156	16,600	11,800	17,300	15,600	16,800	21,600	22,600	22,200	18,900	12,400	13,100	14,100	203,000	45,700	157,300
合計			5,925	845,700	453,400	757,500	639,000	705,200	815,100	885,000	914,200	774,400	568,700	609,100	767,000	8,734,300	2,056,600	6,677,700

## 電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校外 5 1 校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 5 1 校）
- 2 契約期間 令和 7 年 7 月 1 日午前 0 時から 令和 8 年 6 月 3 0 日午後 1 2 時まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1  
新潟市  
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所  
氏名 印

(別表) 供給場所

番号	学校名	所在地	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			

49			
50			
51			
52			

## 電力供給契約条項

### (目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

### (使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

### (契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

### (計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

### (電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

### (電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、燃料費等調整額を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。)に割引を合算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

### (契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

### (燃料費等調整額等)

第10条 燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該区域の旧一般電気事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

### (損害賠償の負担)

第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)

を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
  - (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
  - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
  - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
  - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
  - (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
  - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
  - (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。)
  - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
  - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第10条第2項



の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

#### (賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額（入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額）の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

#### (契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

#### (天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

#### (危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

#### (秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

#### (法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。